

公 告

令和6年度久留米市企業局上下水道営業管理システムクライアント機器賃貸借について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和 6年 5月10日

久留米市企業管理者 石原 純治

1. 入札に付する事項

本業務は、久留米市企業局他にて使用する上下水道営業管理システム用クライアント機器を導入するものである

（1）業務名

令和6年度久留米市企業局上下水道営業管理システムクライアント機器賃貸借

（2）業務場所

久留米市合川町2190番地3 久留米市企業局 他

（3）業務内容

「令和6年度久留米市企業局上下水道営業管理システムクライアント機器賃貸借仕様書」のとおり

（4）契約期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで

（5）予定価格及び入札書比較価格（月額）：落札者決定後に久留米市ホームページにて公表

（6）最低制限価格：無

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- （1）競争入札参加資格審査申請書を提出しようとする日の前日において久留米市競争入札参加資格（物品）を有し、登録業種にOA機器が含まれていること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- （3）久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (5) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

3. 契約条項を示す場所

久留米市企業局 上下水道部 営業管理課（久留米市企業局合川庁舎2階）

4. 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送（一般書留又は簡易書留）にて提出すること。入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している 1か月の月払賃借料から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（1）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

申請書の申請者は本社の代表者とする。こと。（物品競争入札参加資格申請時に支店などに委任している場合は受任者とする。）

イ 入札書

ウ 入札金額内訳明細書

（2）提出期限

令和6年5月21日（火）12時00分（必着）

期限までに提出がなかった場合は、入札へ参加出来ないものとする。

（3）郵送方法

ア 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

イ 内封筒には、提出書類のうち入札金額内訳明細書及び入札書を入れ、封筒表面に業務名及び

商号（名称）を記入し封印する。

ウ 外封筒には、②の内封筒及び入札参加資格確認申請書を入れる。また封筒表面には、「入札書 在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

エ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

（４）入札に関する質問

質問がある場合については別紙質問書に記載のうえ、受付期間内に下記問合せ先までFAX又はEメールで受付けるものとする。

受付期間：公告日から令和６年５月１４日（火）１７時１５分まで

なお、質問書への回答は令和６年５月１６日（木）中にFAXまたはEメールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

（５）提出先及び問合せ先

〒839-8501 福岡県久留米市合川町２１９０番地３

久留米市企業局上下水道部 営業管理課 （担当）三海、坂東

（電話0942-30-9078）

（FAX 0942-38-2694）

（Email eigyokan@city.kurume.fukuoka.jp）

５．開札

（１）日時

令和６年５月２３日（木）１１時００分

（２）場所

久留米市企業局合川庁舎３階 第二会議室

（３）立会

入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち会わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち会わせるものとする。

（４）落札候補者の決定

入札書比較価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが２者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

（５）落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

6. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合や、官公署と過去2年間に於いて、種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回すべて誠実に履行完了した場合など、規則第27条に該当する場合は免除する。

7. 令第167条の6第2項の規定による入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が入札書比較価格を超えるとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書の記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8. その他入札に関し必要な事項

落札者は、落札日の翌日から数えて6日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第35号）第1条第1項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に、久留米市所定の契約書により契約締結すること。ただし、特に必要がある場合は、この期間満了後とすることもできる。（契約締結日を指定することも可能）

9. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 応札が1者であった場合においても、その入札は有効とする。

- (5) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (6) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (7) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、総務部契約課へ既に誓約書を提出している場合は再度の提出は不要とする。